

社会福祉法人 須坂市社会福祉協議会

平成 20 年度 事業計画

(目標) “人と人とのつながりの持てる地域福祉の推進を”

「須坂市地域福祉活動計画・助け合い起こし」(平成 16 年度策定)にそって、「助け合い起こし」を合言葉に、誰もが住み慣れた地域で安心して豊かに暮らせるまちづくりをめざして、地域福祉の推進をしております。

“福祉”という用語は障害者や高齢者問題と思われがちですが、日常生活の中での課題(生活上の困りごと)は誰もが持っているものです。たとえば、親の介護問題、核家族による子育て問題、不登校・引きこもりなど、社会問題は身近にあり、誰もが福祉課題を抱えた当事者であると考えています。このことから、住みやすいまちづくりのためには、住民一人ひとりが自分自身の問題として、周囲に助けを求め、また、自分のできることは進んで手を貸すという、お互いさまの助け合いの精神をもつことが重要になっています。

一昨年からは、「助け合い起こし」を実践している住民組織「助け合い推進会議」により、多くのみなさまに助け合いの重要性についてアピールをするための「助け合い推進大会」が開催されております。これらの活動を社協としても強力に支援しつつ、住民一人ひとりの助け合い意識の高揚に努め、人と人とのつながりの持てる地域福祉の推進を図ってまいります。

介護予防事業の充実として、老人福祉センターでの介護相談を実施しております。高齢者の憩いの場としてのセンターの役割に加え、いつまでも元気に生き生き暮らしていくための「おいへの備え」の拠点として活用していただけるように努めてまいります。

〈介護事業の具体的なサービス目標〉

- ◆本会は、利用者の在宅生活の継続支援を最優先します。
- ◆本会は、利用者の意思を尊重します。
- ◆本会は、介護者との連携を図り、介護負担の軽減をめざします。
- ◆常に明るい笑顔のあいさつ、思いやりと気配りのできるサービスを心がけます。
- ◆常に資質向上に努め、自己研鑽に努めます。
- ◆サービスの提供にあたっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、NPO、地域の保健・福祉・医療サービス事業者と密接な連携を図ること、また、本会が持つ地域ネットワークを活かし総合的なサービス提供に努めます。

主 要 事 業 に つ い て

※市指定	⇒	須坂市からの指定管理事業
※市受託	⇒	須坂市からの受託事業

I 地域福祉推進事業

1. 須坂市地域福祉活動計画 テーマ「助け合い起こし」の実行

〔誰もが住みなれた地域で、豊かに安心して暮らせるまちをつくるために、住民自身により策定された行動計画〕

(1) 助け合い推進体制の整備

- ・ 助け合い推進会議の支援
役 割 助け合いのまちづくりのため活動を計画し、実行するための企画立案、実施
構成員 一般公募の住民のほか市内福祉関係機関・団体・施設等広く参加を呼びかけ組織
- ・ 関係機関・団体による助け合い宣言の実施支援
- ・ 住民参加型助け合い支援事業の拡大・ネットワークづくり（地域の支え合いを核とした、ゴミ出し・雪かき等の日常生活支援を行なうお互いさまのまちづくり事業）
- ・ 地域のふれあいサロンを助け合いの拠点として支援強化・助け合い情報等におけるサロンネットワークの充実
- ・ すざか助け合い推進センター（助け合い推進のための活動拠点）の充実

(2) 助け合い起こしの重点策

- ・ およそ 50～100 数十世帯を助け合い推進の基本圏域「ご近所」と考え、世話焼きさん・助けられ上手さんの発掘支援による「ご近所福祉」の推進

(3) 助け合いの環境づくり

- ・ 「助け合い推進大会」の共催及び助け合い起こしの普及活動
- ・ 助けられた体験談募集「助けられ大賞」の実施支援

2. 啓発・広報

- (1) 広報紙「助け合い起こしすざか」・「社協要覧」の発行、パンフレット・ホームページでの情報発信・ブログでのリアルタイムの情報伝達
- (2) 長野県社会福祉大会への参加
- (3) 社協マスコット「こころちゃん」「つなぐくん」・活動計画「助け合い起こし」の広報強化

3. ボランティア活動推進事業

- (1) 福祉ボランティアセンターの管理運営 ※市指定
- (2) ボランティアの育成・研修事業の実施
 - ・ 一般市民を対象に、車イスの取り扱い実習のほか、ボランティア体験、施設体験、傾聴、レクリエーション、“助けられ”、“ときめき福祉”等の入門講座
 - ・ ボランティア・福祉施設体験による“サマーチャレンジボランティア”
- (3) 災害に備えてのボランティア継続研修会及び災害ボランティアの登録
- (4) ボランティア連絡協議会の活動推進

4. 老人福祉対策事業

- (1) 介護予防事業
 - ・ 生活支援ホームヘルプサービス事業 ※市受託
(介護保険非該当で援護を要する方にホームヘルパーを派遣する事業)
 - ・ 生きがいデイサービス事業 ※市受託
(介護保険非該当で、家に閉じこもりがちな 65 歳以上のひとり暮らし及び高齢世帯等の虚弱な方を対象に、老人センターを利用してレクリエーション等を通して交流をし、日中を過ごして頂く為の事業)

- (2) 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業 ※市受託
- (3) 食の自立支援事業（配食サービス） ※市受託
（おおむね 65 歳以上の老人等であって、老衰若しくは心身の障害又は傷病等の理由により食事調理の困難な方に食事を宅配、併せて安否確認を行う事業）
- (4) 福祉移送サービス事業（リフト付き車両による送迎）
（介護度 3、4、5 で車イスを利用し移動が出来る高齢者を対象に、通院等の外出を支援する事業）
- (5) 新・地域見守り安心ネットワークづくりへの協力
（市の協力のもと、区が中心となり災害をも想定し、在宅のひとり暮らしや寝たきりの高齢者、高齢者夫婦世帯、障害者世帯等の地域での支え合い、見守りのネットワークづくりへ協力・助成を行う事業）
- (6) 寝たきり老人等いきいき外出事業
（車イスを利用し外出が困難な高齢者等を対象に、花見等の外出を支援する事業）
- (7) 在宅介護者のつどい・ふれあい相談会 ※市受託
（家族を介護から一時的に解放し、介護者相互の交流等により元気回復を図るため、旅行や、交流会、介護に関する相談会を行う事業）
- (8) ひとり暮らし老人安心コール事業 ※市受託
（ひとり暮らしの高齢者へ電話によるコミュニケーションと安否確認を行う交流事業及び電話をかけるボランティアと利用者の交流会）
- (9) ひとり暮らし老人への年賀はがきの発送

5. 障害者福祉対策事業

- (1) 難病患者等ホームヘルプサービス事業 ※市受託
（難病患者等の方にホームヘルパーを派遣する事業）
- (2) 重度障害者いきいき外出事業
（車イスを利用し外出が困難な重度の障害者等を対象に、花見等の外出を支援する事業）
- (3) ふれあい広場の開催
（ボランティア連絡協議会を中心とした約 80 団体で構成する実行委員会や企画スタッフを中心に内容を検討し、より多くの市民に福祉への理解を広げるため祭りを開催する事業）
- (4) 重度障害者希望の旅事業
（公共機関を利用して外出や旅行が困難な重度の障害者を対象に旅行を通じて人と人とのつながりをつくり、社会参加を促進することを目的とした事業）
- (5) 須坂カッタカタまつりへの参加
（障害者の社会参加とボランティアとの交流を目的とした事業）
- (6) 重度障害者等料理教室
（重度の障害により調理の機会が少ない方を対象として、調理や仲間との交流の場を増やすことを目的とした事業）
- (7) 福祉移送サービス事業（リフト付き車両による送迎）
（重度障害の車イス使用者または視覚障害者で一般の交通手段を利用することが困難な身体障害者の通院等の外出を支援する事業）

6. 母子・父子家庭福祉対策事業

- (1) サンタクロース派遣事業
- (2) 交通・災害遺児の激励
- (3) 母子・父子家庭親子のつどい事業等への協力

7. 福祉教育推進事業

- (1) 社会福祉普及校の指定及び福祉教育に対する補助事業
- (2) 小中ボランティア体験教室及び施設体験事業
（市内小学校 5・6 年生全中学生の児童生徒を対象に、他の学校の子供たちとの交

流や、様々な福祉的メニューを体験することで、子供たちにお互いさまの助け合いの心が育まれることを目的とした事業)

- (3) 高校生ボランティアの交流会
- (4) 福祉体験出前講座の充実
(学校や地域の依頼により、福祉体験講座の相談、講師派遣、調整等を行う事業)
- (5) 学校・施設・福祉団体等とのネットワーク研修会

8. 総合相談事業

- (1) 開設日
ふれあい福祉相談 …… 月曜日から金曜日
心配ごと相談 …… 第2・4木曜日の午前
法律相談（弁護士） …… 第2・4木曜日の午後
・問題解決のため、専門家とのネットワークを形成・司法書士との連携
- (2) 相談員研修会の開催

9. 援護事業

- (1) 生活福祉資金・離職者支援資金の貸付事業
- (2) 被災家庭の激励・見舞い（見舞金・布団セット・日用品セットの提供）
- (3) 日常生活自立支援事業（旧 地域福祉権利擁護事業）・財産管理保全サービス事業
(高齢や障害等で年金の払い出しや支払いなどが困難な方への援助サービス)
- (4) 福祉機器貸与事業
- (5) 善意銀行歳末激励事業
- (6) その他援護事業

10. 基盤強化と地域福祉活動の推進

- (1) 財政基盤の確立（活動財源の確保）
- (2) 福祉基金果実の有効活用
- (3) 苦情解決システム・第三者委員会の開催
- (4) 支部活動（12支部）の充実強化
- (5) 民生児童委員協議会との連携強化
- (6) 保護司活動の支援
- (7) 関係機関（団体）、福祉施設との連絡調整

11. 善意銀行の管理運営

- (1) 預託金品の受託とその管理及び配分

12. 共同募金事業

- (1) 赤い羽根共同募金の実施とその配分
- (2) 長野県共同募金会須坂市支会事務
- (3) 街頭募金の実施

13. 日本赤十字社事業

- (1) 日赤社資募集の推進及び日赤社員の加入促進
- (2) 赤十字奉仕団の育成と団活動の推進
- (3) 救急法・AED・家庭看護法・水上安全法・幼時安全法等講習会の推進
- (4) 一日赤十字の開催
- (5) 献血の推進
- (6) 日本赤十字社長野県支部須坂市地区事務
- (7) 長野県赤十字救急法競技大会の開催

II 介護保険事業

- 1 ホームヘルプサービス（訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護・重度訪問介護・外出介護）事業
（高齢者・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者の方にホームヘルパーが自宅へ訪問し、身体の介護や家事の援助等を行う事業）
- 2 訪問入浴・介護予防訪問入浴サービス事業
（高齢者・障害者の方に入浴サービスを提供し、利用者の身体の清潔を保持し、心身の機能の維持を図り、可能な限り自立した日常生活を営むことを目的として行う事業）
- 3 老人デイサービスセンター（通所介護・介護予防通所介護）事業
（日帰りで、入浴、食事の提供、機能訓練等のサービス提供を行い、孤独感の解消や、身体機能の維持を図るとともに、介護者の負担軽減を図り、利用者の日常生活の支援を行うことを目的とした事業）
 - ・デイサービスすえひろ 認知症対応型通所介護を廃止し、一般型とする(定員35名から40名とする)（一般対応とはなるが、今までどおり認知症の受け入れは継続し、個別対応を行う。すえひろの特徴である広いスペースでの重度認知症の対応が可能であり、一般対応となることで、利用料も軽減される）
- 4 居宅介護支援・介護予防支援事業
（利用者の心身の状況及び家庭環境と利用者及び家族の意思を尊重し、介護サービス計画<ケアプラン>の作成、居宅サービスの調整、申請代行等を行う事業）
 - ・老人福祉センター「永楽荘」「くつろぎ荘」において、介護についての困りごとや元気に過ごせることを目的に介護相談を行う（永楽荘・第2木曜日 くつろぎ荘・第3木曜日）

III 老人福祉センター「永楽荘」「くつろぎ荘」の管理運営及び須坂市老人クラブ連合会への活動協力

IV 精神障害者授産施設「ぶどうの家」の管理運営及び障害者の社会復帰の促進